

# 福岡県公報

令和元年9月13日  
第 38 号

## 目次

### 告 示 (第286号 - 第292号)

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ..... 1
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
  - 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) ..... 2
  - 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
  - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- ### 公 告
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) ..... 3
  - 意見募集の結果の公示 (用 地 課) ..... 3
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5

- (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 9

### 教育委員会

- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) .....10

### 公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通指導課) .....10

## 告 示

### 福岡県告示第286号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
古賀市天神三丁目1293番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 福岡県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類    | 路線名  | 変更前後別 | 区 間                                    | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|----------|----------|------|-------|--|------------------|---------------|
| 八 女      | 一般<br>国道 | 442号 | 前     | 八女市黒木町湯辺田259番3先から<br>八女市黒木町湯辺田321番4先まで | 8.0<br>～<br>10.6 | 133.2         |
|          |          |      | 後     | 八女市黒木町湯辺田259番3先から<br>八女市黒木町湯辺田321番4先まで | 8.5<br>～<br>12.8 | 133.2         |

### 福岡県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第20号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 裏田    | 古賀市米多比（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第21号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 裏田    | 古賀市米多比（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面1に記載する表のとおり               |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第290号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
田川市大字弓削田3657番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の下欄に規定する土壌汚染の除去

### 福岡県告示第291号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字ワタウチ10291の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所  
行橋市大字長井字陣山445の4、446の3、447の3、447の4、448の3、448の4、450の3から450の5まで
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
農道用地とするため

## 公 告

### 公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 | 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）               |
|--------------------|---|
| 土砂災害特別警戒区域<br>裏田地区 | 宗像市東郷六丁目8番13号<br>株式会社木村組<br>代表取締役 木村 順子 |

### 公告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（案）並びに「不利益処分」に係る処分基準（案）について、令和元年6月18日から令和元年7月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和元年9月2日に設定しました。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

### 問合わせ先

県土整備部用地課収用係

電話：092-643-3648

メールアドレス：yochi@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字俗明院49番1及び50番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市針摺中央一丁目15番19-301号  
馬場 祐輔

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
令和元年8月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ダイレックス前原店  
(2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3 外
- 3 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ダイレックス前原店  
(変更後) ダイレックス前原店
- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
令和元年8月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ダイレックス岡垣店  
(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目362番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 株式会社九州リースサービス<br>代表取締役 古賀 恭介<br>福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号 | 株式会社九州リースサービス<br>代表取締役 礪山 誠二<br>福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス宗像店

(2) 所在地 宗像市赤間三丁目250番1 外12筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス新宗像店

(変更後) ダイレックス宗像店

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス篠栗店

(2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大罵 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス東福岡店  
(2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス田主丸店  
(2) 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月16日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ダイレックス甘木店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前) ダイレックス株式会社  
代表取締役 大寫 秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (変更1) ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (変更2) ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前) ダイレックス株式会社  
代表取締役 大寫 秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (変更1) ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (変更2) ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
令和元年8月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ダイレックス春日店
- (2) 所在地 春日市昇町七丁目66番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 貞方 宏司<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年8月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ダイレックス柳川南店
  - 所在地 柳川市三橋町江曲173番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) ダイレックス株式会社  
代表取締役 大罵 秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更1) ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更2) ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) ダイレックス株式会社  
代表取締役 大罵 秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更1) ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年8月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ダイレックス朝倉店
  - 所在地 朝倉市須川2511番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) ダイレックス株式会社  
代表取締役 大罵 秀昭  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更1) ダイレックス株式会社  
代表取締役 貞方 宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (変更2) ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大島 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 教育委員会

### 福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定し、また、第39条第1項の規定により、管理団体を次のように指定する。

令和元年9月13日

福岡県教育委員会

| 名称     | 所在地           | 地番  | 管理団体 |
|--------|---------------|---|------|
| 皆見大塚古墳 | 京都郡みやこ町皆見字前ノ平 | 927番2の一部、927番3の一部、944番7の一部<br>実測292㎡<br>備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及びみやこ町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 | みやこ町 |

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第199号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

(案) について、次のとおり意見を募集する。

令和元年9月13日

福岡県公安委員会

#### 1 意見募集期間

令和元年9月2日から同年10月1日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。